

令和7年度
福岡県指定採水員講習会

浄化槽行政について

福岡県環境部廃棄物対策課
施設第一係



本日の内容

1. 浄化槽の普及と浄化槽法制定
2. 浄化槽法の概要
3. 令和元年の大改正
4. 水質汚濁防止法等との関係



浄化槽の普及と 浄化槽法制定

浄化槽関係年表

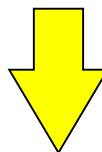
時期	内容
1960年代～	高度経済成長期。水洗化ニーズの高まりから単独処理浄化槽が急速に普及。FRP製の家庭用浄化槽誕生。昭和40年度版厚生白書＝「一億総水洗化」
1983年 (昭和58年)	浄化槽法制定。 この頃、日本の総人口の約半数が水洗化、水洗化人口の半数は浄化槽を利用。 浄化槽設置基数約500万基のうちほとんどが単独処理浄化槽。 浄化槽出荷基数比は単独200:合併1
1988年 (昭和63年)	小型合併処理浄化槽(50人以下)の構造基準(建設省告示)設定
2000年 (平成12年)	浄化槽法大改正 ：単独処理浄化槽設置の原則禁止。 2001年に浄化槽設置基数がピークを迎えた(約880万基、うち約8割が単独)。
2005年	浄化槽法大改正 ：放流水質基準設定、法定検査の受検命令。
2019年 (令和元年)	浄化槽法大改正 ：「特定既存単独処理浄化槽」の除却命令、浄化槽台帳、休止手続き。 合併の設置基数が初めて単独の設置基数を上回った(合計約760万基)。

当初の単独処理浄化槽を用いたし尿処理による公衆衛生の向上の取組は、現在のし尿及び生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽による環境保全へと変遷

浄化槽法の制定

浄化槽法制定以前

- ・構造・・・建築基準法の一部
- ・維持管理(保守点検、清掃)・・・廃棄物処理法の一部
- ・設置等の手続き・・・両法の一部

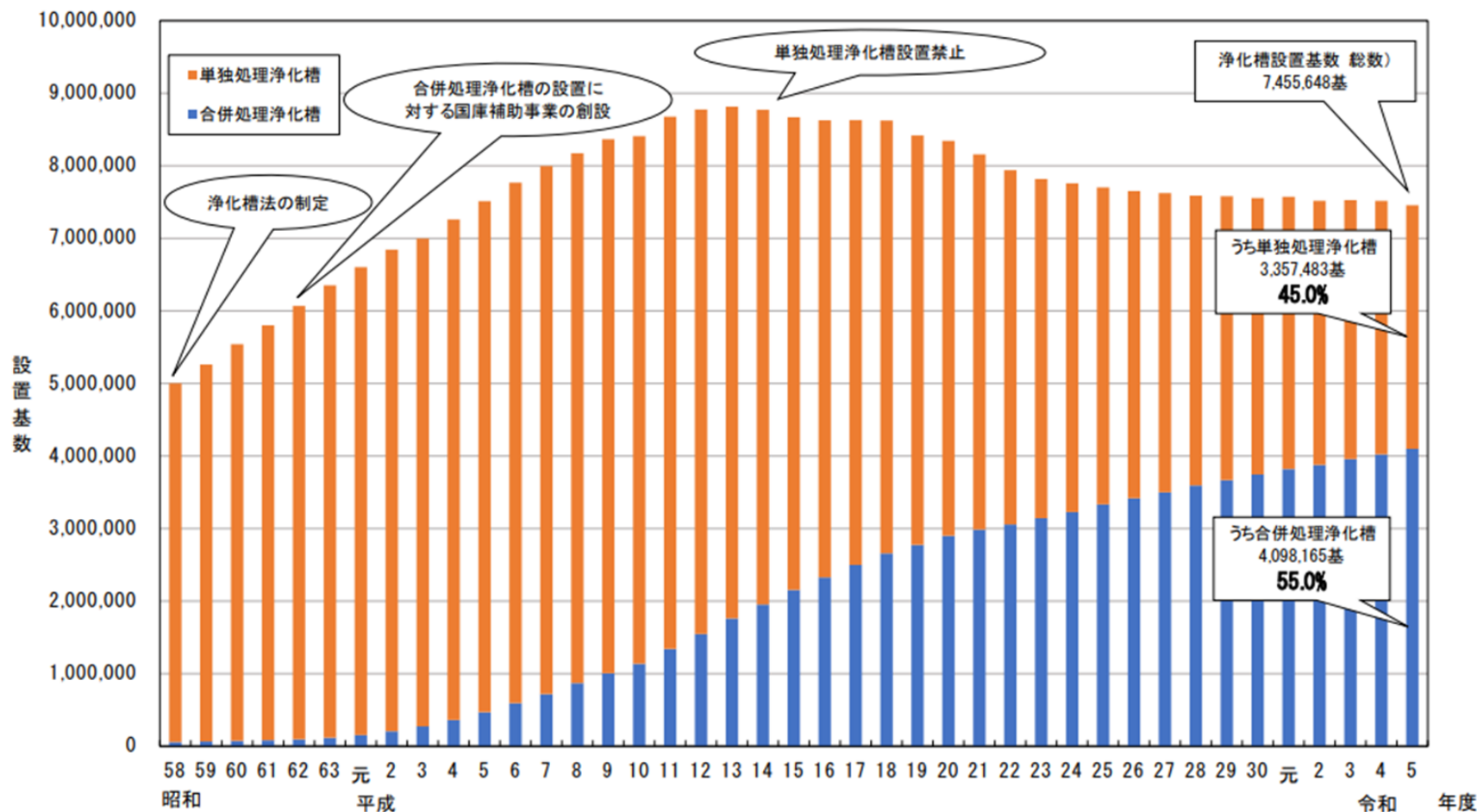


昭和58年5月18日 浄化槽法公布

昭和60年10月1日 全面施行(10/1は浄化槽の日)

- 浄化槽の製造、設置、設置後のメンテナンス等、各段階での必要な規制の整備
- 浄化槽に携わる者に係る資格、責務の明確化

浄化槽法制定後の設置基数推移



グラフ：環境省

<https://www.env.go.jp/content/000296397.pdf>



浄化槽法の概要

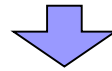
浄化槽法の構成と主な関連法

- 1章:総則(目的、定義、基準等)→下水道法、廃棄物処理法、建築基準法
- 2章:設置、7条検査→建築基準法
- 3章:保守点検、清掃、11条検査
- 3章の2:浄化槽処理促進区域
- 4章:型式認定→建築基準法
- 5章:工事業登録→建設業法
- 6章:清掃業許可→廃棄物処理法
- 7章:設備士
- 8章:管理士
- 9章:保守点検業登録
- 10章:雑則(台帳等)
- 11章:罰則

浄化槽法の目的(浄化槽法第一条)と体系

■ この法律は、

- ・浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、
- ・浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、
浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、
公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の
適正な処理を図り、もって**生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与す**
ることを目的とする。



法律では「浄化槽管理者」が浄化槽を設置・管理する仕組みとなっており、主に以下を規定

●浄化槽の製造、設置、設置後のメンテナンス等、各段階での規制

●浄化槽に携わる者に係る資格、責務

- | | |
|----------|--------------------|
| ・浄化槽製造業者 | ・浄化槽工事業者(浄化槽設備士) |
| ・浄化槽清掃業者 | ・浄化槽保守点検業者(浄化槽管理士) |
| ・浄化槽管理者 | |

浄化槽の定義(浄化槽法第2条)

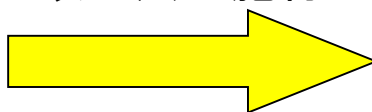
- 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。)を処理し、下水道法に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であつて、以下以外のもの
 - ・公共下水道及び流域下水道
 - ・一般廃棄物処理計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設(ここではコミュニティプラント)

平成13年3月31日以前

単独処理浄化槽

合併処理浄化槽

改正法の施行



平成13年4月1日以降

合併処理浄化槽

単独処理浄化槽＝みなし浄化槽

※みなし浄化槽は実質新設不可

※既設単独を合併に転換する努力義務あり

浄化槽に関する基準(浄化槽法第4条)

■ 放流水質の基準(法4条第1項)

- 放流水BOD20ppm以下、流入水BODの90%以上を除去

■ 構造の基準(法4条第2～4項)

- 建築基準法関係で規定

■ 工事の基準(法4条第5～6項)

- 関係省令で規定

■ 保守点検の基準(法4条第7項)

- 点検項目や方法等を関係施行規則で規定

■ 清掃の基準(法4条第8項)

- 清掃方法や内容等を関係施行規則で規定

維持管理に係る浄化槽管理者の責務

① 定期的な保守点検及び清掃の実施（浄化槽法第10条第1項）

保守点検は浄化槽保守点検業者に、清掃は浄化槽清掃業者に委託することが可能（浄化槽法第10条第3項）

② 法定検査（7条検査、11条検査）の受検

都道府県知事が指定した「指定検査機関」が実施。

7条検査は、主に浄化槽の設置工事の適否及び浄化槽の機能状況を早い時期に確認するためのもの。

11条検査は、主に保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かを判断するためのもの。

③ 処理対象人員501人以上の浄化槽に技術管理者を設置（浄化槽法第10条第2項）

法定検査

7条検査(設置後最初の水質検査)

浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に受検しなければならない。(受検命令違反は罰則あり)

7条検査の受検手続きは浄化槽工事業者に委託することが可能(規則第4条第3項)

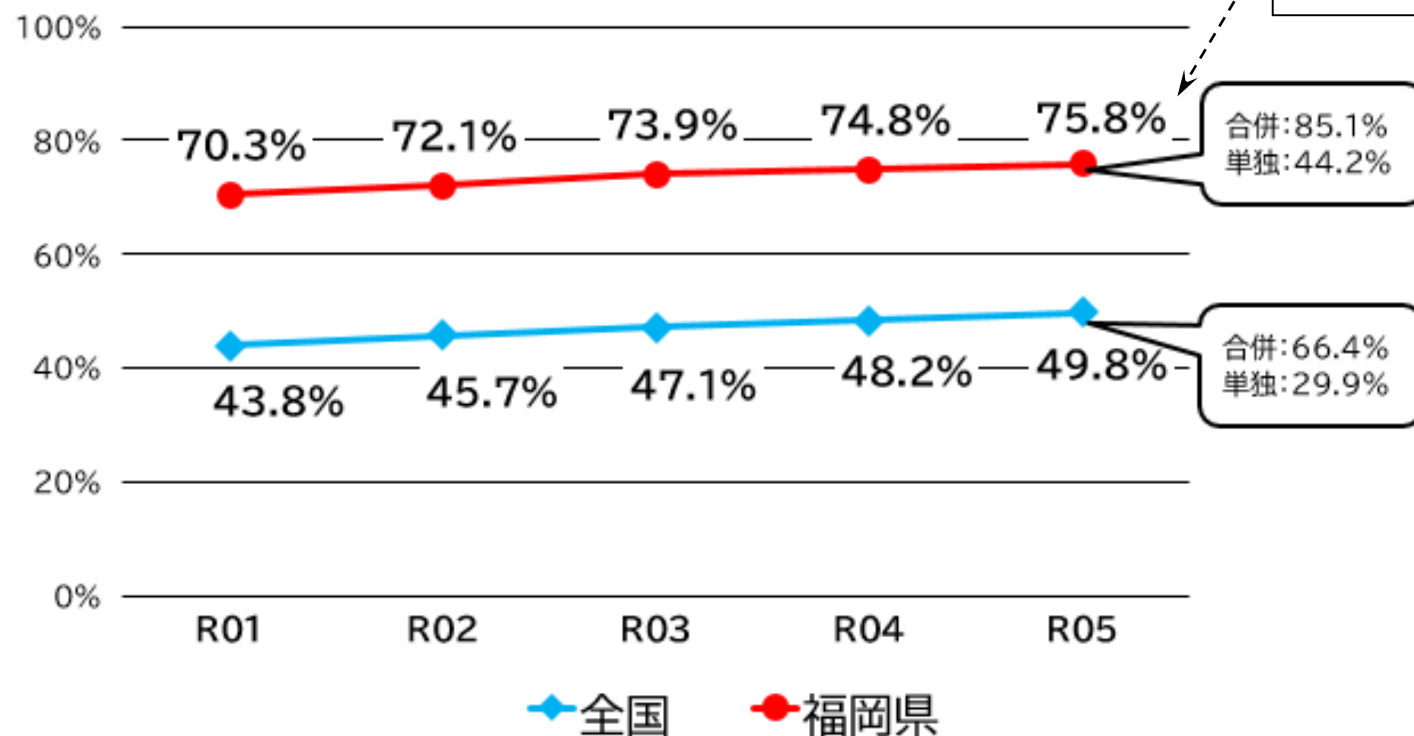
11条検査(定期検査)

毎年1回(環境省令で定める場合は、環境省令で定める回数)受検しなければならない。(受検命令違反は罰則あり)

11条検査の受検手続きは浄化槽の保守点検または清掃業者に委託することが可能(規則第9条第2項)

※両検査とも、外観検査・水質検査・書類検査の3つの検査で構成されているが、11条検査については、H10年より、指定採水員制度等の導入による5年サイクルの効率化が行われている。

11条検査受検率の推移



- (福岡県) ・全体の受検率は約76%と全国平均を大きく上回っているが、全国と同様に単独の受検率が低くなっている。
- ・未だ4分の1が11条検査未受検となっているため、助言、指導等が必要。

※保守点検業者は、法第7条及び法第11条に規定する水質に関する検査を受けさせるように努めなければならない。(保点条例第11条第3項)



令和元年の大改正

浄化槽法の改正

出典：環境省資料

浄化槽法の一部改正について

令和元年6月12日参議院本会議で成立

背景

- 清らかなせせらぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために合併処理浄化槽が必要。
- 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で多く残存し、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要。
- 定期検査の受検率は40%と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要。
- 「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現することが必要。

単独処理浄化槽の転換

- そのまま放置すると支障が生ずるおそれのある単独浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与（併せて宅内配管も含めた合併浄化槽転換に支援）

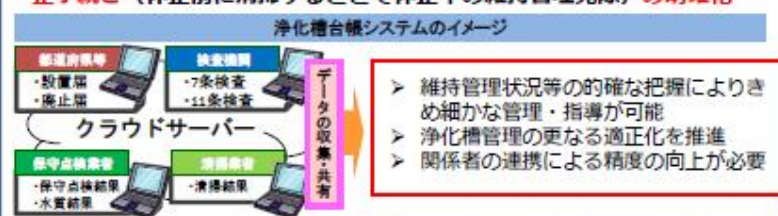


- 自然的・経済的・社会的観点から、市町村の浄化槽処理促進区域の指定
- 区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度の創設（単独浄化槽等を使用する住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）



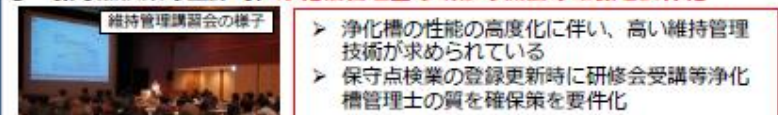
浄化槽の管理の向上

- 関係者の情報提供を通じた行政による浄化槽台帳整備の義務化及び休止手続き（休止前に清掃することで休止中の維持管理免除）の明確化



- 約20%が台帳未整備
- システムによる台帳管理は約40%
- 約35%が台帳未整備
- システムも含めたシステムによる台帳管理は約20%

- 行政や浄化槽関係者を構成員とした協議会の設置（浄化槽管理者に対する支援や浄化槽台帳の作成、公共浄化槽の設置等に関して必要な協議を実施）
- 保守点検業の登録時に浄化槽管理士の研修の機会の確保を要件化



- 環境大臣の責務規定として、都道府県知事に対して定期検査に関する事務の助言や支援に努めることを明記（定期検査の受検率が低い都道府県を念頭）

施行日：公布日から1年以内で政令で定める日

令和元年改正の背景

- 単独処理浄化槽が浄化槽全体の53%、400万基残存。
- 環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。
 - ⇒ 第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置
 - 第2 公共浄化槽
- 水質に関する定期検査の受検率は40%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。
 - ⇒ 第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除
 - 第4 浄化槽台帳の整備
 - 第5 協議会の設置
 - ⇒ 第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保
 - 第7 環境大臣の責務

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

改正条文【附則第11条】

- ◆ 都道府県知事は、既存単独処理浄化槽であつて、11条検査に係る報告その他の情報から判断して、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの（特定既存単独処理浄化槽）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。
- ◆ 都道府県知事は、助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- ◆ 都道府県知事は、勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

○環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令

附則

(特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針)

2 環境大臣は、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針

(令和2年3月2日環循適発第2003027号環境大臣決定)

(令和7年3月31日環循適発第2503315号改定)

(3) 11条検査と立入検査の関係

特定既存単独処理浄化槽の把握には、指定検査機関による11条検査の結果が最も重要である。11条検査は法に基づき受検の義務づけがなされていることから、浄化槽管理者に対する受検の指導を進めていく必要がある。

都道府県知事は、11条検査の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、受検確保のために必要な助言及び指導を行うことができる(法第12条の2第1項)。また、浄化槽管理者が11条

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

↓こちらからどうぞ↓

福岡県 浄化槽 休止

検索



AA 文字サイズ・背景色変更🔊 音声読み上げ🌐 Foreign language



テーマから探す

目的から探す

組織から探す

ENHANCED BY Google

検索

[トップページ](#) > [環境・まちづくり・県土づくり](#) > [上下水道](#) > [上下水道・浄化槽](#) > 浄化槽休止制度

[トップページ](#) > [環境・まちづくり・県土づくり](#) > [廃棄物・リサイクル](#) > [一般廃棄物](#) > 浄化槽休止制度

浄化槽休止制度

更新日：2020年4月1日更新



- ・ 空き家になっている等の理由により、長期間（概ね1年以上）浄化槽の使用を休止する場合の手続きです。

情報が見つからない時は

重要なお知らせ

[新型コロナウイルス感染症対策本部（調整本部）における個人情報の漏えい等事案について](#)

[「福岡コロナ警報発動」新型コロナウイルス感染症ポータルページ](#)

スタート

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

第10条第1項

※改正箇所は下線部分

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。ただし、第十一条の二第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

第11条第1項

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。ただし、次条第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

第11条の2第1項

※新規追加

浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用の休止に当たつて当該浄化槽の清掃をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の使用の休止について都道府県知事に届け出ることができる。

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

第11条の2第2項

※新規追加

2 浄化槽管理者は、前項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知ったときは、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の使用を再開した日又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知った日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第68条

次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 1 (略)
- 2 第十一条の2第2項(中略)の規定による届け出をせず、又は虚偽の届出をした者

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

○環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令

(清掃の技術上の基準)

第三条 法第四条第八項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 第一号から第五号までの規定にかかわらず、使用の休止に当たって清掃をする場合には、汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。

七～十 (略)

十一 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、使用の休止に当たって清掃をする場合を除き、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。

十二 (略)

十三 使用の休止に当たって清掃をする場合には、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室及び沈殿分離槽の張り水には、水道水等を使用すること。

十四・十五 (略)



水質汚濁防止法等との 関係

水質汚濁防止法等との関係

- 浄化槽の人槽と立地場所によって、別の水質関係規制が適用される場合がある。

水質汚濁防止法

- 処理対象人員501人以上の浄化槽は、浄化槽法の設置届とは別に、「特定施設」としての設置届出が必要。
- さらに、福岡県では瀬戸内海地域が「指定地域」として指定されており、処理対象人員201人以上～500人の浄化槽は、「指定地域特定施設」としての設置届出が必要。
- 特定施設を設置する事業場は、重金属等の健康項目、BOD等の生活環境項目について排水基準が適用。

瀬戸内海環境保全特別措置法

- 瀬戸内海に係る地域に処理対象人員501人以上かつ日最大汚水量50m³以上の浄化槽を設置する場合は、浄化槽法の設置届とは別に、都道府県知事の設置許可が必要。
- 瀬戸法の特設施設を設置する事業場は、COD、窒素、りんに係る汚濁負荷量基準（総量規制）も適用

水質汚濁防止法の自主検査義務

(水質汚濁防止法第14条)

- 対象事業場

 - 有害物質使用事業場

 - 50m³／日以上 of 事業場

- 測定項目

 - 特定施設設置届出書の「排出水の汚染状態及び量」に記載した項目

 - 当該事業場に適用される排水基準項目のうち、排出水に含まれるおそれがあるものを記載する必要がある

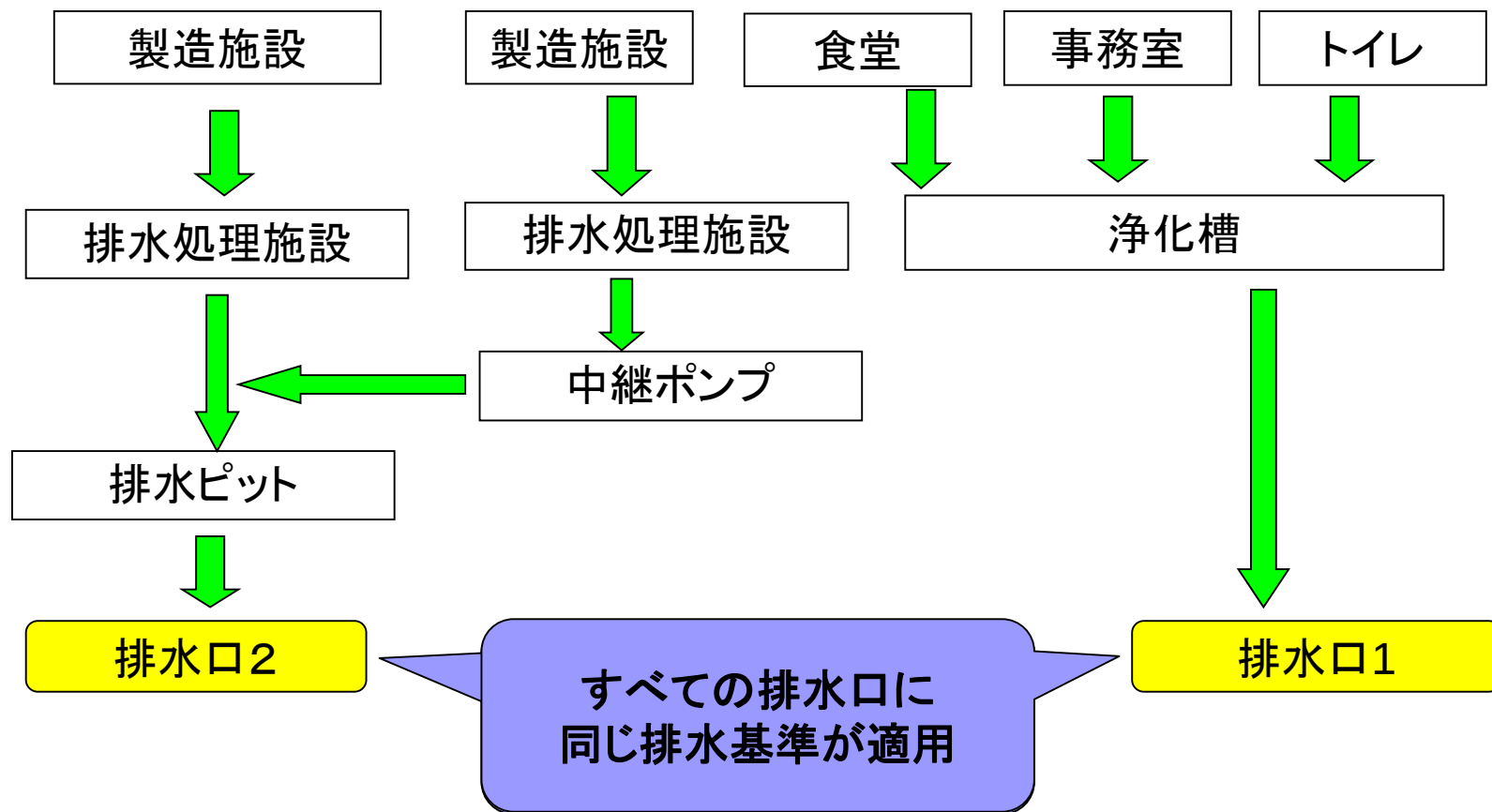
- 測定対象

 - 上記事業場から公共用水域に排出される水(全ての排水口)

- 測定頻度

 - 年に1回以上(記録を3年以上保管する必要あり)

水質汚濁防止法の自主検査イメージ



水濁法と浄化槽法の水質検査の調整

根拠法令	県浄化槽法施行細則第10条	水濁法第14条第1項
対象	51人以上の浄化槽	日平均排水量が50m3以上の特定事業場
測定回数	1回以上/月(501人以上) 4回以上/年(51～500人)	1回以上/年
測定項目	pH、透視度、BOD、SS、塩化物イオン、アンモニア性窒素、亜硝酸反応等	pH、BOD又はCOD、SS、大腸菌数、(T-N)、(T-P)
採水対象	消毒前処理水	事業場からの排水

T-N及びT-Pは、瀬戸内海、博多湾、有明海、唐津湾及びこれに流入する河川に排水を排出する事業場のみ対象。

調整

浄化槽管理者が県浄化槽法施行細則第9条(現行細則では第10条に相当)に基づき、年間に行う水質検査のうち1回については、細則の目的を逸脱しない範囲において、改正後の水質汚濁防止法第14条第1項に規定する水質検査に代えて差し支えない。

(H23.6.24日23廃第479号福岡県環境部廃棄物対策課長通知)



參考資料

浄化槽法の概要（設置及び管理に係る身分資格等）

浄化槽工事業者（県土整備事務所での登録）

浄化槽工事業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない（浄化槽法第21条第1項）

浄化槽設備士（国家資格）

浄化槽工事業者は、営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならない（浄化槽法第29条第1項）

浄化槽保守点検業者（県保健福祉環境事務所での登録）

都道府県（保健所を設置する市にあっては、市）は条例により、知事（市長）の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる（浄化槽法第48条第1項）

→福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年福岡県条例第31号）

浄化槽管理士（国家資格）

浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない（県条例第10条第1項）

浄化槽清掃業者（市町村の許可）

浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行なおうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない（浄化槽法第35条第1項）

※引き抜いた汚泥を収集・運搬、または処分する場合には、一般廃棄物処理業の許可が必要

浄化槽法の概要（浄化槽の型式認定）

浄化槽法第13条

「浄化槽を工場において製造しようとする者は、製造しようとする浄化槽の型式について、国土交通大臣の認定を受けなければならない。」

表示の方法	
表示すべき事項	表示の方法
1 浄化槽の名称 2 「浄化槽法に基づく型式認定浄化槽」の文字 3 法第13条第1項又は第2項の認定（法第16条の認定の更新がなされている場合にあっては、当該認定の更新。4において同じ。）の番号 4 法第13条第1項又は第2項の認定の年月日 5 処理方式 6 処理能力 7 浄化槽製造業者の氏名又は名称	見えやすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

浄化槽法：型式認定申請（義務）→型式認定書

建築基準法：型式適合認定申請（任意）→型式適合認定書→確認申請添付図書の一部が省略可能

浄化槽法の概要

(浄化槽に関する建築基準法の体系)

<浄化槽(合併処理浄化槽)の構造基準>

建築基準法施行令第35条第1項(合併処理浄化槽の構造)

建築基準法第36条
(技術的基準)

建築基準法施行令第32条
(技術的基準)

S44建設省告示第3184号
(処理対象人員の算定: JIS A 3302)

国土交通省告示第1292号
(浄化槽の構造方法)

建築基準法第68条の25
(構造方法等の認定)

建築基準法施行令第35条第2項(法第31条第2項への適用)

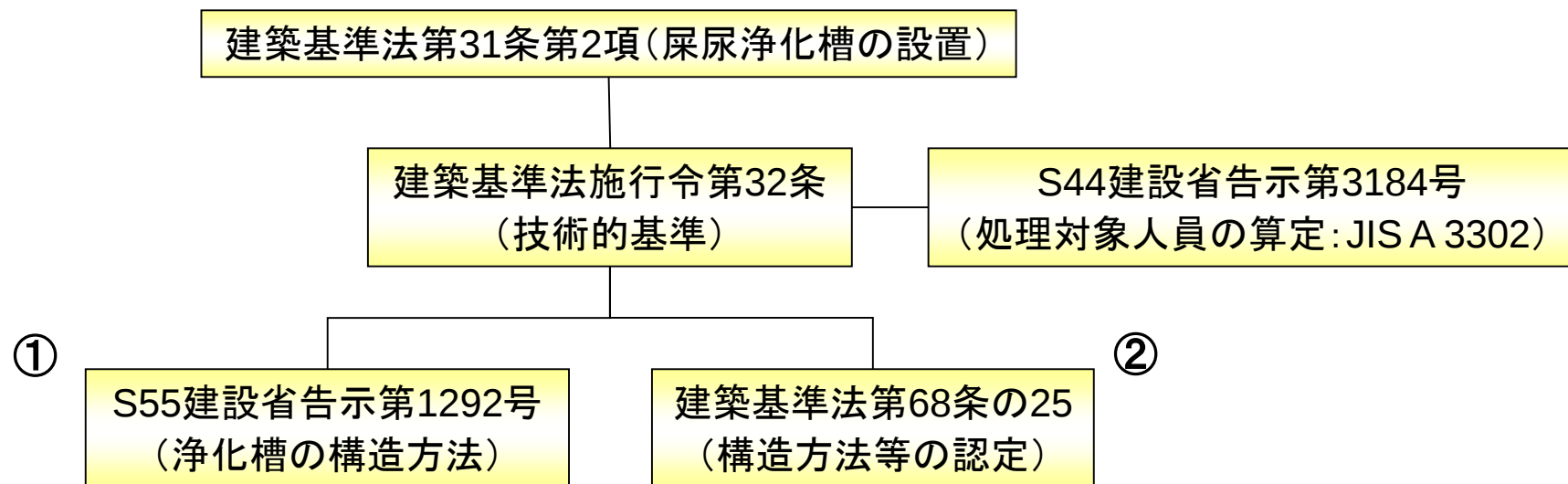
建築基準法第31条第2項(屎尿浄化槽の設置)

※国土交通省告示第1292号は、H17年の浄化槽法改正において、BOD20ppm以下、BOD除去率90%以上という水質基準が定められたことに伴い、当該基準に見合うように改正されている。

浄化槽法の概要

(浄化槽に関する建築基準法の体系)

<みなし浄化槽(単独処理浄化槽)の構造基準>



①の構造方法から単独処理浄化槽が削除されており、②について新たに大臣認定を受けた浄化槽がないため、単独処理浄化槽を新規で設置することはできない。

令和元年改正関係（公共浄化槽）

第2条第1項第1号の2

※新規追加

第十二条の四第一項の規定により指定された浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、第十二条の五第一項の設置計画に基づき設置された浄化槽であつて市町村が管理するもの及び第十二条の六の規定により市町村が管理する浄化槽をいう。

浄化槽処理促進区域を指定している福岡県内の市町村

- ・久留米市
- ・田川市
- ・うきは市
- ・朝倉市
- ・みやま市
- ・香春町
- ・大牟田市

自然的・経済的・社会的諸条件からみて浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を市町村が指定するもの
※下水道処理区域（予定処理区域含む）を除く

（指定の流れ）

都道府県知事への協議 ⇒ 指定 ⇒ 公告

令和元年改正関係（環境大臣の責務）

第12条の3

※新規追加

環境大臣は、都道府県知事に対して、第十一条第一項本文の水質に関する検査に関する事務その他この章に規定する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならない。

令和元年改正関係（浄化槽台帳の整備）

第49条第1項

※新規追加

都道府県知事は当該都道府県の区域（保健所を設置する市及び特別区の区域を除く。）に存する浄化槽ごとに、保健所を設置する市又は特別区の長は当該市又は特別区の区域に存する浄化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成するものとする。

- 一 その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称
- 二 第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の実施状況
- 三 その他環境省令で定める事項

○環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令
（浄化槽台帳の作成）

第五十七条の二 法第四十九条第一項第三号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設置届出年月日、浄化槽の種類その他の設置に関する事項
- 二 使用開始年月日、休止年月日その他の使用に関する事項
- 三 保守点検の実施状況に関する事項
- 四 清掃の実施状況に関する事項
- 五 その他当該浄化槽の管理に関し参考となる事項

令和元年改正関係（浄化槽台帳の整備）

第49条第2, 3項

※新規追加

2 都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる。

3 前二項に規定するもののほか、浄化槽台帳に関し必要な事項は、環境省令で定める。

令和元年改正関係（協議会の設置）

第54条

※新規追加

都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他のその都道府県又は市町村の区域における浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うため、環境省令で定めるところにより、当該都道府県又は市町村、関係地方公共団体及び浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、第四十八条第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、指定検査機関その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者により構成される協議会（次項及び第三項において単に「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

令和元年法改正関係（浄化槽管理士に対する研修の機会の確保）

第48条

※改正箇所は下線部分

都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区とする。）は、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

2 前項の条例には、登録の要件、登録の取消し等登録制度を設ける上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 五年以内の登録の有効期間に関する事項
- 二 備えるべき器具に関する事項
- 三 浄化槽管理士の設置及び浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項

（以下略）